

旭川市児童虐待防止ハンドブック



子ども虐待防止
オレンジリボン運動

令和3年6月

(令和4年7月改訂)

(令和5年9月改訂)

旭川市



本ハンドブックは、日頃から子どもや家族に関わる機関が連携し、虐待から子どもの生命と権利を守るために作成しました。

各機関が児童虐待対応において孤立していれば、その効果は限定的なものとなってしまいます。児童虐待の発生予防や早期支援、再発防止のためには、子どもや家庭が住んでいる地域全体で子どもの育ちを支える体制が必要です。

このハンドブックを、児童虐待に関する多くの市民、関係者に活用していただき、安心して子育てができるまちを目指していきます。

【虐待に関する相談・通告先】

通告者が誰であるかは
公表されません。

虐待かどうかは電話を受
けた機関が判断します。

迷ったらまずは
子ども総合相談センターへ

旭川市子ども総合相談センター（平日：8時45分～17時15分）

■児童相談係 【0166-26-5503】

- ・児童虐待の相談や通告などを受け付けています。

■子どもからの相談専用電話 【0120-528-506】

- ・心配なことや困ったことがあつたら、お電話ください。（お金はかかりません）

※いずれも月曜日と木曜日は20時まで

児童相談所（平日：8時45分～17時30分）

■児童相談所全国共通ダイヤル 【189】※通話無料

- ・お住まいの地域の児童相談所につながります。24時間365日つながります。

■北海道旭川児童相談所 【0166-23-8195】

- ・虐待などの緊急時は、24時間365日対応しています。

旭川市児童虐待防止ハンドブック（目次）

第1章 児童虐待とは

| | | |
|---|----------------|---|
| 1 | 児童虐待とは何か | 1 |
| 2 | 児童虐待としつけの違い | 3 |
| 3 | 体罰によらない子育てのために | 3 |
| 4 | 児童虐待が子どもに与える影響 | 5 |

第2章 児童虐待の要因と児童虐待防止に向けた支援体制

| | | |
|---|-----------------------|---|
| 1 | 児童虐待の要因 | 6 |
| 2 | 児童虐待対応・支援の難しさ | 7 |
| 3 | 旭川市における子どもと家庭に対する支援体制 | 7 |

第3章 要保護児童対策地域協議会の仕組みと役割

| | | |
|---|------------------------|----|
| 1 | 要保護児童対策地域協議会とは | 10 |
| 2 | 旭川市における要保護児童対策地域協議会の概要 | 11 |
| 3 | ケース検討会議について | 12 |

第4章 児童虐待のおそれがある場合の対応について

| | | |
|---|--------------|----|
| 1 | 通告の義務 | 14 |
| 2 | 守秘義務 | 14 |
| 3 | 旭川市における虐待通告先 | 14 |
| 4 | 虐待通告、相談への対応 | 16 |
| 5 | 児童虐待対応のポイント | 17 |
| 6 | 児童虐待の兆候 | 18 |

第5章 児童虐待から子どもや家庭を守るために

| | | |
|---|------------------|----|
| 1 | 旭川市子ども条例 | 19 |
| 2 | 児童虐待防止対策に関する基本方針 | 19 |
| 3 | 出前講座・研修会 | 20 |
| 4 | 子育て支援サービス | 20 |
| 5 | 児童虐待防止普及啓発 | 20 |

第6章 関係機関との連携

| | | |
|---|-----------|----|
| 1 | 関係機関へのお願い | 22 |
| 2 | 市民の皆様へ | 24 |
| 3 | 最後に | 24 |

第1章 児童虐待とは

1 児童虐待とは何か

児童虐待は、子どもの心身の成長と人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれもあるものであり、子どもに対する最も重大な権利侵害です。

このような児童虐待から子どもの生命と権利を守るために、社会全体で発生予防や早期発見に取り組むことが求められています。

(1) 児童虐待の定義

児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）において、「児童虐待」とは、保護者が児童に対し、次の4つの行為をすることと定義しています。

また、虐待であるかどうかは、その行為を保護者の考え方や意図ではなく、子どもの側に立って、子ども自身が苦痛を感じているかどうかで判断しなければなりません。

【身体的虐待】

- ・打撲、骨折、煙草による火傷など、外傷を生じるような行為
- ・殴る、搖さぶる、熱湯をかける、戸外に閉め出すなどの行為
- ・意図的に子どもを病気にさせる
- ・縄などにより一室に拘束する

など

【性的虐待】

- ・子どもへの性交、性的行為(教唆を含む)
- ・子どもの性器を触る、子どもに性器を触らせる(教唆を含む)
- ・子どもに性器や性交を見せる
- ・子どもをポルノグラフィティーの被写体にする

など

【ネグレクト】

- ・病気になっても病院に連れて行かない
- ・乳幼児を家に残したまま外出する
- ・子どもの意思に反して登校させない
- ・不潔な格好、環境の中で生活させる
- ・子どもに対する第三者からの虐待を放置する

など

【心理的虐待】

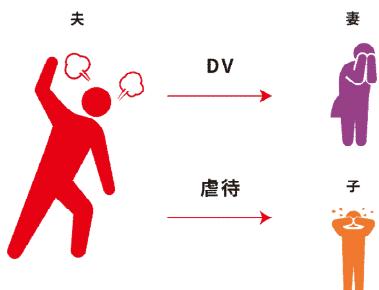
- ・言葉による脅かし、脅迫
- ・無視したり、拒否的な態度を見せる
- ・心を傷つけることを繰り返し言う
- ・自尊心を傷つけるような言動を繰り返す
- ・他のきょうだいとの差別
- ・配偶者やその他家族に対する暴力や暴言

など

また、配偶者間の暴力であるDV（ドメスティック・バイオレンス）と児童虐待は次の事例のように密接な関わりがあります。妻から夫へDVが行われていることもあります。

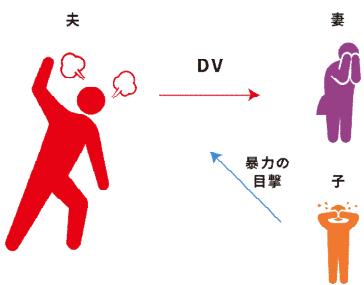
【DV加害者からの虐待】

DVの被害者は、加害者に対する恐怖心から判断力や感情がまひしてしまい、虐待を制止できなくなる場合があります。



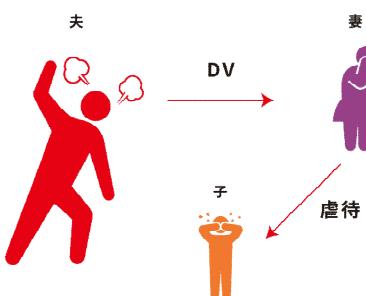
【子どもの前でDVが行われる】

面前DVは心理的虐待に当たります



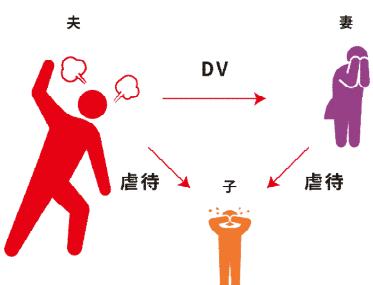
【DV被害者からの虐待】

継続してDVを受けていると感情がなくなり、加害者から言われるがままに子どもを虐待してしまうことがあります。



【加害者・被害者双方からの虐待】

加害者に対する恐怖心から逆らうことできなくなり、一緒にになって虐待してしまうことがあります。



【加害者が被害者と子どもの関係を壊す】

被害者の悪口を子どもに言い続けることで、子どもが被害者を軽んじるようになり、被害者と子どもの関係が壊れてしまうこともあります。



DVが起きている家庭では、子どもに対する虐待が同時に行われている場合があります。

また、DVを受けている人は、加害者に対する恐怖心などから、子どもに対する虐待を抑止できなくなる場合があります。

資料出所：内閣府男女共同参画局
「DVと児童虐待」より

2 児童虐待としつけの違い

虐待であるかどうかは、子どもの立場から考えることが大切です。保護者の考え方や意図とは関係なく、保護者がいくら一生懸命であっても、その子をかわいいと思っていても、子どもにとって有害な行為であれば虐待となります。

一方、しつけとは、子どもの人格や才能などを伸ばし、社会において自立した生活を送れるようにするために子どもをサポートし、社会性を育む行為です。

大切なことは「保護者の行為が子どもにとって有益かどうか」です。

3 体罰によらない子育てのために

日本においては「しつけのために子どもをたたくことはやむを得ない」という意識がいまだに根強く存在します。そうしたしつけの名の下に行われる体罰が徐々にエスカレートし、深刻な虐待を引き起こす事例も多く見受けられます。

こうしたことを踏まえ、児童福祉法等の改正により、子どものしつけに際して体罰を加えてはならないことが法定化され、令和2年4月1日から施行されました。

しかし、法律で体罰が禁止されたからといって、すぐに体罰のない社会が実現できるわけではありません。

昭和54年に世界で初めて体罰禁止を法定化したスウェーデンでも、長い時間をかけて社会全体で認識を共有し、体罰によらない子育てを推進してきました。法律が変わったことはゴールではなく、これから一人ひとりが意識して社会全体で取り組んでいく必要があります。

【コラム】：こんなときどうする～具体的な工夫の例～

○ 出かける時間になんでも支度をしない

「早く支度しなさい」 ⇒ 「出かける時間だね。そろそろこの服に着替えよう」
(着替えられたら) 「自分でちゃんと着替えられたね。じゃあ、次はカバンをもってきてください」

「支度」とひとくくりにしてしまうと、何からやっていいか分からぬことがあります。やることを区切って、やりやすいことから具体的に伝えましょう。また、できたことに注目してそれを伝える。(できれば、「自分で頑張って着替えられたね」と具体的にほめる) ことも有効です。

○ 「イヤだ」を連発して言うことを聞いてくれない

「座りなさい」 ⇒ 「床か、この椅子か、どちらかに座ってね」

子どもにも意思があるので、指示されてばかりだと、反発したくなることもあります。特に、自分でやりたい、という自我が芽生える幼児期は、子どもが選べるように複数の選択肢を提示して、子どもの意思を尊重するのも一つの方法です。

○ よく忘れ物をしてしまう

「なんで忘れ物するの」 ⇒ 「忘れ物を減らす方法を一緒に考えよう」

望ましくない行動があるときに、それを批評するのではなく、その行動に関係しそうなことがらを変えてみることもできます。例えば、大事な持ち物は、「玄関の真ん中に目立つように置いておく」などの工夫があります。

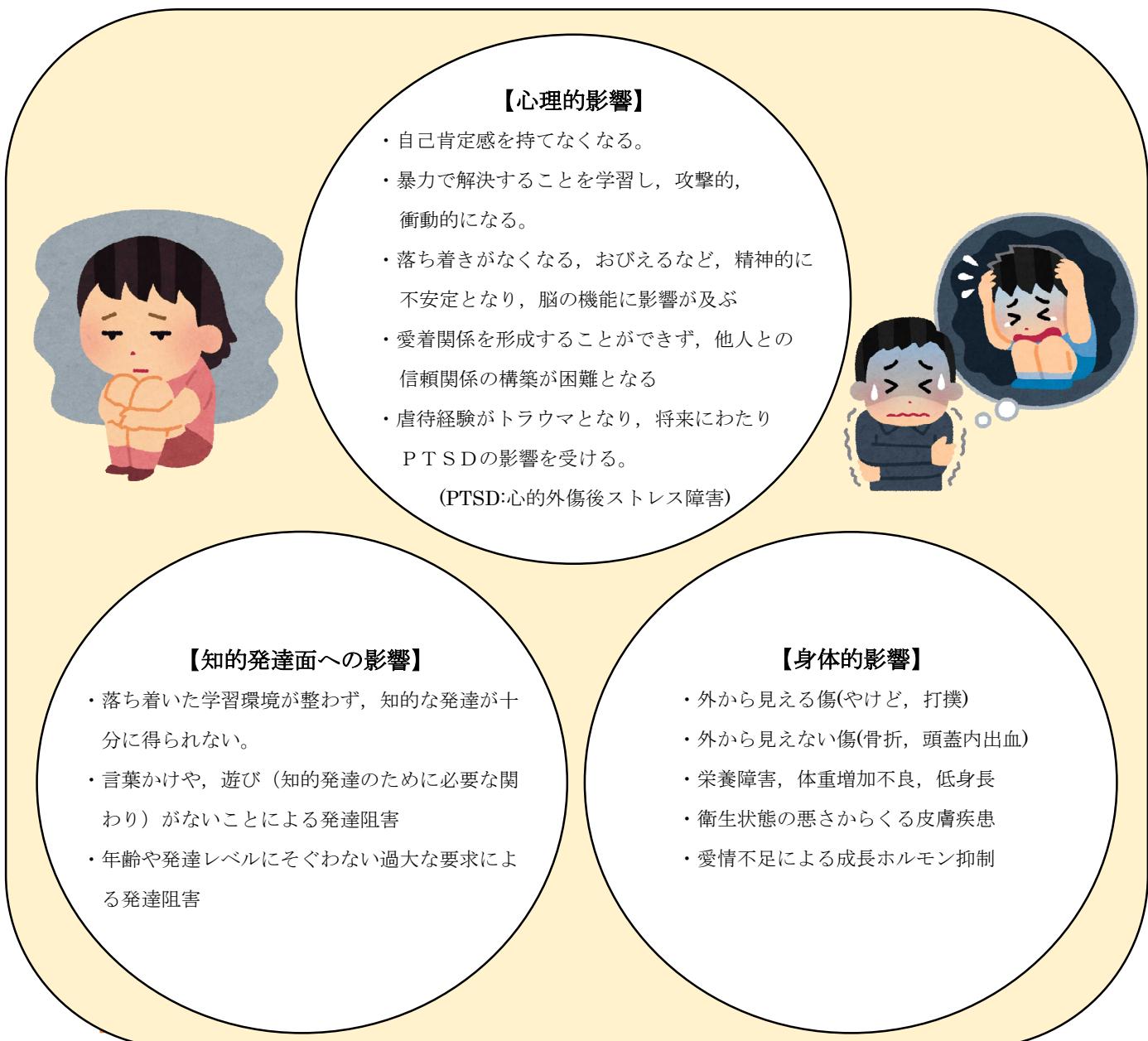
また、子どもに触られたくないものは、見えないところや届かないところにしまうなど、環境を変えることで、大人がイライラすることも減るかもしれません。

厚生労働省「体罰によらない子育てのために」より

4 児童虐待が子どもに与える影響

児童虐待は、子どもの心身の成長や人格の形成に重要な影響を与えます。

児童虐待が子どもに与える具体的な影響例は次のとおりです。



第2章 児童虐待の要因と児童虐待防止に向けた支援体制

1 児童虐待の要因

児童虐待が起こる要因は一つではなく、様々な背景が複合的に絡み合って生じることが多いです。具体的な要因としては次のような例があります。

～保護者の状態～

- 予期せぬ妊娠 若年妊娠 社会的未成熟 被虐待歴
- 精神疾患 知的障害 産後うつ DV
- 育児不安や育児の知識・技術の不足
- 子どもへの不十分な愛着形成
- 子どもへの過剰な期待や保護者の特異な育児観

～子どもの状態～

- 乳幼児期の子ども 未熟児 多胎児 障害を持っている
- 何らかの育てにくさがある（慢性疾患、性格など）

～養育環境～

- 経済的困窮 転居、転職 家族関係の不和
- 過重な育児負担 子連れの再婚家庭 内縁者や同居人がいる
- 親族や地域社会から孤立した家庭
- 未婚を含むひとり親家庭 看護、介護を要する状況

～その他虐待リスクが高いとされる状況～

- 妊娠届が遅い 母子健康手帳の未交付 妊婦健診の未受診
- 飛び込み出産 医師や助産師の立ち会いがない自宅等での分娩
- 関係機関からの支援の拒否
- きょうだいへの虐待歴



2 児童虐待対応・支援の難しさ

児童虐待は家庭という密室で行われるため、発見されにくいという特徴があります。また、子どもや保護者自らが周りに支援を求めるケースは決して多くありません。子どもはたとえ虐待されていても、自分に関心を寄せてもらえるかげがえのない大人として、保護者の言動をかばうことがあります。行政機関だけで虐待の兆候を把握することは非常に困難となります。

また、児童虐待が起きる背景には、子どもの発達や経済状況、保護者の疾病など様々な要因が複雑に作用しており、支援者との信頼関係の構築をすることが困難な場合も少なくありません。

3 旭川市における子どもと家庭に対する支援体制

本市では、平成28年4月に子ども総合相談センターを開設し、子どもと家庭に対する相談支援機能の充実を図るとともに、児童福祉法等の改正の趣旨を踏まえ、対応に当たっています。

平成29年4月からは、子ども総合相談センターを「子ども家庭総合支援拠点」として位置付け、児童虐待の発生予防・早期発見と児童虐待発生時の迅速・的確な対応に努めているほか、おやこ応援課を「子育て世代包括支援センター」と位置付け、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行い、児童虐待の発生予防と早期発見に努めています。

本市において子どもと家庭に対する相談支援を担う子ども総合相談センターの概要と、体制については、次のとおりです。



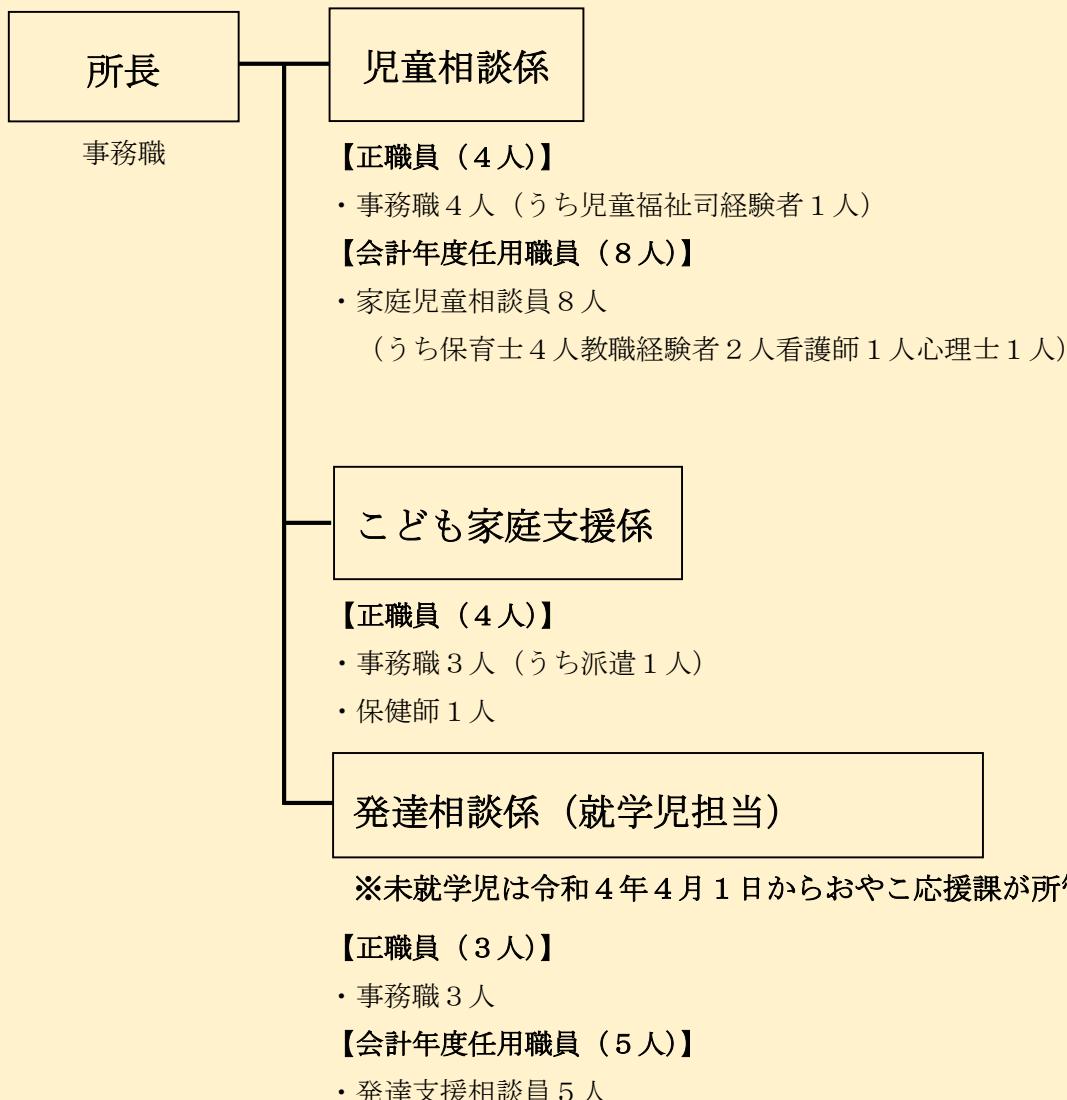
旭川市子ども総合相談センター

旭川市子ども総合相談センター

(1) 設置の目的

子ども及び子育てに関する相談機能の充実を図るとともに、地域における子育て支援を推進し、もって子どもの健やかな成長に寄与する。

(2) 職員体制（令和5年4月1日現在）



(3) 子ども総合相談センターが行う相談支援サービス

【家庭児童相談事業】

子どもや子育て、児童虐待等に関する相談を受け、指導、助言、支援を行う。

【就学児発達支援事業】

就学児からおおむね18歳までの子どもについて、心身の発達・発育に関する相談及び発達検査等を実施し、関係機関との連携を図りながら子どもの発達を支援する。

【子育て短期支援事業】

保護者が一時的に児童を養育することが困難となった場合に、児童養護施設等において一定期間、養育、保護を行う。(ショートステイ、トワイライトステイ)

【ファミリーサポートセンター事業】

0歳児から小学校6年生までを対象とした学校等への送迎や預かりなどの有償ボランティア活動を行うため、育児の援助を行いたい者と受けたい者との連絡調整を行う。また、利用料金の助成を行う。

以下の事業につきましては、令和4年4月1日から「おやこ応援課」が所管しております。

【うぶごえへの贈りもの事業】

子どもの誕生を祝うとともに、子育てに関する情報の提供や相談に応じる機会を設けるため、民生委員・児童委員の協力を得て、メッセージを添えた絵本を配布する。

【地域子育て支援拠点事業】

地域子育て支援センターを設置し、育児相談、子育てサロンの開放や育児サークル等の支援を行い、子育てに対する不安感の解消を図る。

【産後ケア事業】

出産後の母親の体調安定と育児不安を解消するため、母子の心身ケアや育児に関する指導を行う。

【産前・産後ヘルパー事業】

妊娠中又は出産後の子育て家庭の身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的とし、ヘルパーによる家事や育児の援助を行う。

各事業の詳細や、その他の子育て支援サービス、各種相談窓口につきましては「旭川市子育てガイドブック」をご覧ください。



第3章 要保護児童対策地域協議会の仕組みと役割

1 要保護児童対策地域協議会とは

要保護児童対策地域協議会とは、虐待を受けている児童等の早期発見や、適切な保護を図るため、関係機関がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携のもとに対応してくための組織です。

(1) 支援対象者

- ・要保護児童

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童

- ・要支援児童

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童

- ・特定妊婦

出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

(2) 会議の構成

- ・代表者会議

組織及び運営の全般についての協議

- ・実務者会議

運営に関する細部についての協議、実績・事例報告、情報提供等

- ・ケース検討会議

個別の事例についての情報交換、支援方策の検討



(3) 会議開催の意義

要保護児童対策地域協議会においては、地域の関係機関等が子どもやその家庭に関する情報や考え方を共有し、適切な連携のもとで対応していくこととなるため、会議を開催することにより次のような利点があります。

- ・支援対象児童等を早期に発見できる。
- ・支援対象児童等に対し、迅速に支援を開始することができる。
- ・各関係機関等が情報の共有を通じ、課題の共有化が図られる。
- ・共有された情報に基づいて、アセスメントを協働で行い、共有することができる。
- ・情報アセスメントの共有化を通じて、それぞれの関係機関等の間で、それぞれの役割分担について共通の理解を得ることができる。
- ・関係機関等の役割分担を通じて、それぞれの機関が責任をもって支援を行う体制づくりができる。
- ・情報の共有化を通じて、関係機関等が同一の認識のもとに、役割分担しながら支援を行うため、支援を受ける家庭にとってより良い支援が受けやすくなる。
- ・関係機関等が分担をし合って個別の事例に関わることで、それぞれの機関の責任、限界や大変さを分かち合うことができる。

2 旭川市における要保護児童対策地域協議会の概要

旭川市においては「旭川市子ども・女性支援ネットワーク」を平成18年2月に要保護児童対策地域協議会として位置付け、子ども総合相談センターが調整機関を担っています。

令和5年5月9日現在の構成機関は次のとおりです。

- ◇旭川地方法務局 ◇旭川少年鑑別所 ◇旭川方面旭川中央警察署
- ◇旭川方面旭川東警察署 ◇北海道旭川児童相談所 ◇旭川市 ◇旭川市教育委員会
- ◇旭川市医師会 ◇旭川歯科医師会 ◇旭川育児院 ◇旭川隣保会トキワの森
- ◇旭川弁護士会 ◇旭川民間保育所相互育成会 ◇ワーカーズコープあさひかわ
- ◇旭川NPOサポートセンター ◇旭川市社会福祉協議会 ◇旭川市小学校長会
- ◇旭川市中学校長会 ◇北海道高等学校長協会道北支部
- ◇北海道特別支援学校長会道北支部 ◇旭川私立幼稚園協会
- ◇旭川人権擁護委員協議会 ◇旭川市民生委員児童委員連絡協議会
- ◇ウィメンズネット旭川 ◇旭川市自立支援協議会子ども部会 ◇道北双葉里親会

3 ケース検討会議について

(1) 会議の開催要請

関係機関が会議の開催を要請する場合は、調整機関である旭川市子ども総合相談センターへ連絡してください。

(2) 開催基準

次の場合には、原則としてケース検討会議を開催します。

- 児童虐待等の事由により、保護下（施設入所・里親委託等、一時保護、入院等による実質的な分離）にあり、家庭復帰が見込まれる児童
- 保護には至らないが、虐待が認められた乳児
- 養育が困難と予想される特定妊婦
- 複数の機関による世帯の情報共有、支援方針の検討が必要なケース
(関係機関の間で認識や見解の食い違いが生じたとき)
- 単独の機関による支援では限界があるケース（支援が行き詰まっているとき）
- その他調整機関が必要と判断したとき

また、これらに該当しない場合でも、次の場合には会議の開催を検討しますので、子ども総合相談センターに連絡してください。

- 支援対象世帯が本市へ転入してきたとき
- 医療機関から虐待通告があったとき
- 保護者が支援を受け入れないとき、家庭の状況が見えないとき
- 支援対象世帯に乳幼児がいるとき
- 世帯構成員に変化が生じたとき
(家庭内のキーパーソンの別居、同居人の増加、きょうだいが産まれるなど)
- 支援機関に変更が生じたとき
(保育園等を退所した、世帯の転居により関係する機関が変わったなど)

(3) 会議の流れ

ケース検討会議の大まかな進行の流れは次のとおりです。

調整を担う子ども総合相談センターが、会議日程の調整とともに会議の目的や議題の概要等について事前に周知しますので、各参加者は所属機関の代表として、その世帯への関わりの方向性や所属機関ができるることについて、あらかじめ整理した上での参加にご協力ください。

ア 導入

参加者紹介、守秘義務や資料の取り扱い説明

イ 情報の共有

これまでの支援内容、要点整理、情報の質の確認、状況整理

ウ 課題の明確化

情報の評価、論点の明確化

エ 対応と役割分担

当面の支援と長期目標、利用できる社会資源、役割分担と確認、緊急時の対応

オ 今後の支援の明確化

会議での決定事項の確認、次回の会議設定

(4) 会議開催に当たって

会議の開催に当たっては、各機関が互いの役割の限界を認識し、違いを尊重することが大切です。

協議会の円滑で効果的な運営のために、次の点にご注意ください。

◇機関や個人への攻撃的な発言

(例) 児童相談所は何か起きないと一時保護しないのか

(例) 保健師なんだからもっとまめに訪問すべきだ

◇理想論や非現実的な意見

(例) 子どもの健全な育ちには適切な養育環境が必要だ

(例) 母親が生活態度を悔い改め、男性と別れて子育てに専念すべきだ

◇世帯の課題やマイナス点の列挙となり、支援方策が見えなくなる

◇話がそれる、または発言内容が長くなり時間がかかる

第4章 児童虐待のおそれがある場合の対応について

児童虐待の発生予防や早期発見においては、普段生活している地域や、関係機関における「気付き」を早い段階で共有することが非常に重要となります。

令和2年9月に厚生労働省が公表した「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等（第16次報告）」によると、死亡時点での子どもの年齢は0歳児が40%を占めています。子どもの年齢が低いほど、自分で危険を判断し対処することが困難となるため、迅速な虐待対応が求められます。

また、虐待死事例（心中を除く）において、事件発生前に虐待通告があったものは約3割（51例中15例）に留まっていたことが報告されており、「身近にある地域での気付きが子どもやその保護者を救うきっかけになる」とことから、虐待のおそれがある場合には次の項目を参考に、早い段階での通告、情報提供をお願いします。

1 通告の義務

平成16年の児童虐待防止法の改正により、虐待通告の対象が「児童虐待を受けた児童」から「児童虐待を受けたと思われる児童」に拡大されました。これにより、必ずしも虐待の事実が明らかでなくても、一般の人の目から見て主観的に子どもの安全・安心が疑われる場合であれば通告義務が生じることとなりました。

通告か情報提供かの判断は、電話を受けた機関が判断します。また、通告者に立証責任はなく、通告内容については通告を受けた機関が責任を持って客観的に調査を行います。調査の結果、児童虐待の事実が確認できなくても責任に問われることはありませんので、ありのままを通告先に伝えてください。

2 守秘義務

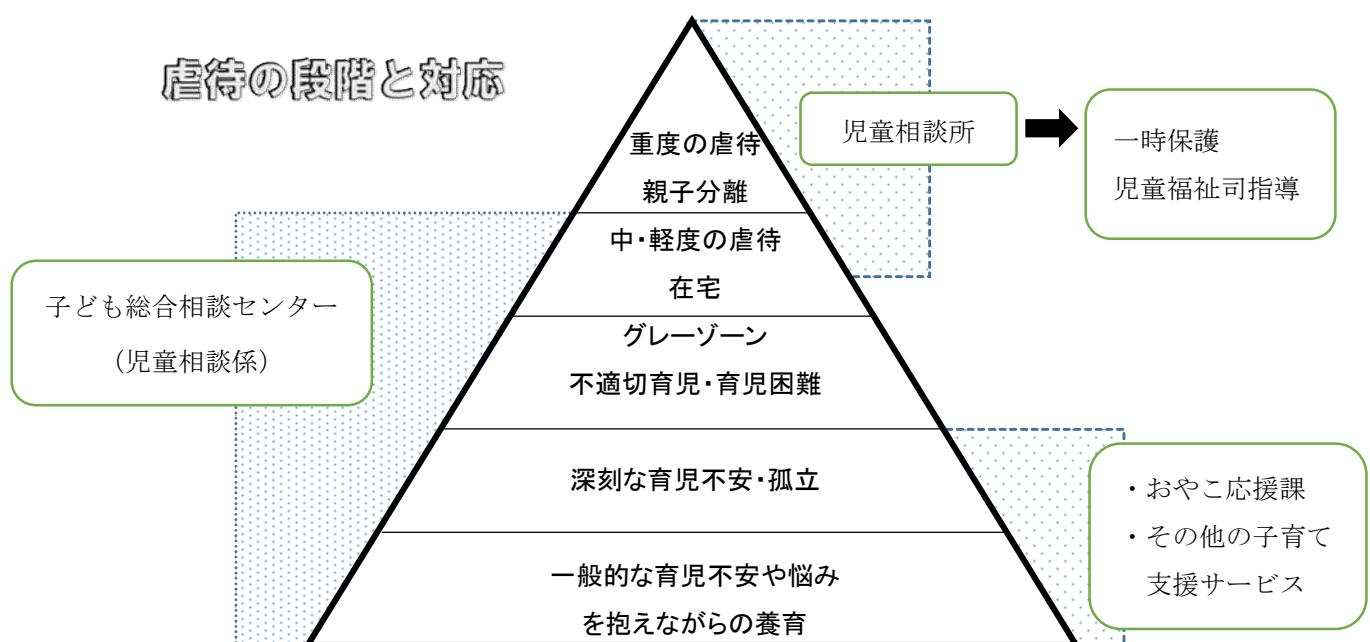
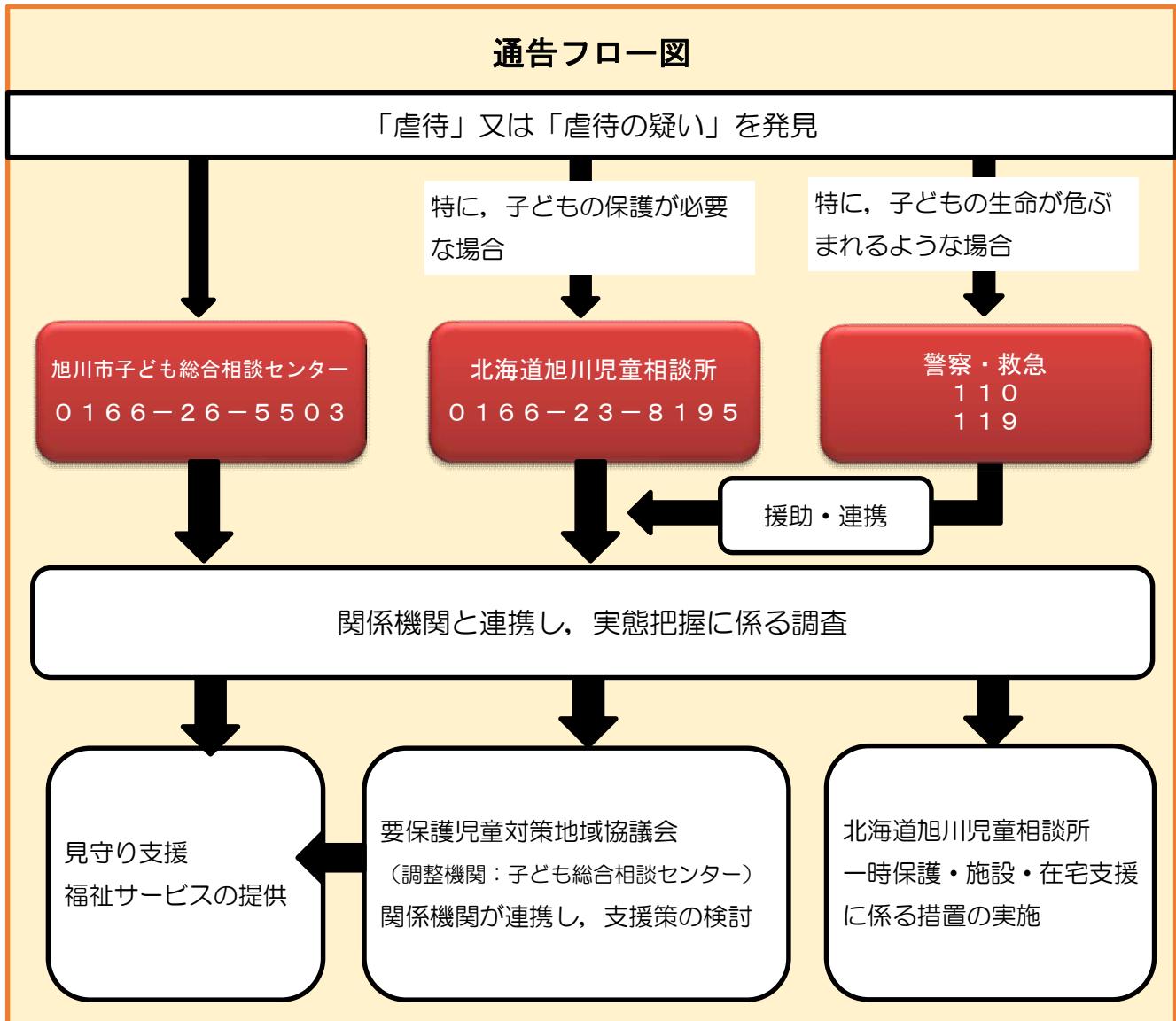
学校や保育所、医療機関等、守秘義務のあるものが通告したとしても、守秘義務違反とはならず、通告者が公表されることはありません。また、身元を明かすことにためらいがある場合は、匿名でも構いません。

3 旭川市における虐待通告先

旭川市では、子ども総合相談センターと旭川児童相談所の両方が虐待通告先として定められています。

どちらに通告しても、その後の調査や支援については両者が連携して対応しますので、どこに連絡したらしいかわからない場合や、判断に迷う場合は、子ども総合相談センターへ連絡してください。（土日祝日や、平日夜間は児童相談所虐待対応ダイヤル189へ）

ただし、子どもの生命が危ぶまれるなどの緊急時は、速やかに警察や救急へ通報してください。



なお、旭川市子ども総合相談センターと北海道旭川児童相談所には、それぞれ次のような役割や特徴を持っています。

| 旭川市子ども総合相談センター | 名称 | 北海道旭川児童相談所 |
|---|----|--|
| ・旭川市 | 運営 | ・北海道 |
| ・旭川市内 | 管轄 | ・旭川市を含む上川管内・留萌管内・宗谷管内 |
| ・虐待の未然防止や早期発見を中心に、児童の身近な場所における相談支援を行う ・要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関と連携しながら継続的な支援を行う | 役割 | ・専門的な知識及び技術を必要とするケースに対し、指導、援助等を行う ・市町村に対して、技術的援助や助言、情報提供などの必要な援助を行う |
| | 権限 | ・一時保護等の措置 ・児童虐待の強制調査 (出頭要求、立入調査、臨検・捜索) |
| ・各種子育て支援サービスを有し、住民基本台帳や保育所入所状況等の基礎情報を持つ | 特徴 | ・心理的、医学的見地からの専門的な診断が可能 |

4 虐待通告、相談への対応

旭川市では、虐待の通告を受理した場合、まず初めに受理会議を開催し、家庭の基本情報（住所、家族構成、保育所等入所状況、サービス利用状況、過去の支援経過など）を確認した上で、原則として48時間以内に直接子どもの安全確認を行います。

その後、さらなる調査や当面の対処について検討したのち、必要に応じて要保護児童対策地域協議会（ケース検討会議）を開催して関係機関との情報共有や今後の支援体制の協議、進行管理をしながら、各種子育て支援サービスの提供など、必要な在宅支援を行っていきます。

5 児童虐待対応のポイント

虐待の疑いを持つと、「子どもを守らなければ」という思いから、虐待をした保護者に対して批判的な態度になります。しかし、子どもの泣く意味が理解できないなど、子育ての仕方が分からず、親自身が悩み、援助を求めている場合も少なくありません。

初期対応の基本は、マイナスイメージを持つことなく、相手の立場を理解するように努めることです。その上で、親を支えながら子どもとの関係を修復していくのだという考え方が必要です。

また、虐待に気づいても、「間違っていたらどうしよう」とためらったり、「恨まれるのではないか」などの思いから、自分だけで抱え込んだり、しまいこんでしまいがちです。そのようなときは次の項目を参考に行動してください。

(1) 迷ったら連絡する

「通告」という言葉は非常に重くて仰々しい印象を持ちがちですが、「通告」は、子どもとその家族への「支援」の始まりとなります。「こんな些細なことで連絡してもいいのだろうか」と悩む必要はありません。もし、判断に迷うことがあったら、まずは子ども総合相談センターに相談してください。

(2) 一人で抱え込まない

児童虐待は、その発生要因が複雑であること、子ども・保護者双方への支援が必要であることなどから、個人での対応には限界があります。一人で抱え込まず、同僚や上司と相談し、団体全体での対応に努めてください。

(3) 記録に残す

児童虐待においては、虐待の疑いを持ったときから記録に残すことが大切です。また、記録に残す際には「事実」と「推測」を切り分けて記載し、可能な限り、写真や動画として保存してください。

6 児童虐待の兆候

児童虐待の兆候や、早期発見のポイントとしては次のような例があります。目安の一つとしてご活用ください。

～子どもの様子～

- 身体に不自然な傷やあざ、火傷などがある。
- 極端にやせている等、食事をきちんと与えられていない。
- 夜遅くまで外で遊んでいる。不自然な時間に徘徊している。
- 季節に合わない服装をしていたり、衣類がいつも汚れていて身体も不潔である。
- 理由もなく、学校や幼稚園を休んでいる姿をよく見かける。
- 近所で悪質ないたずらや万引きを繰り返している等の噂を耳にする。
- 保護者の顔色を窺う反面、保護者がいなくなると保護者への関心を示さない。
- 表情が乏しかったり、暗い顔をしている。

～保護者の様子～

- 子どもの健康状態に注意を払わず、病気になっても医者に診せようとしない。
- 小さな子どもを置いたまま頻繁に外出している。
- 心身の状態が悪く（慢性疾患・精神疾患など）、子育てが負担になっている。
- 困った時に相談にのってくれる人が身近にいなく、孤立した状況にある。
- 夫婦関係や経済的状態からくる生活上のストレスが伺われる。
- 寝具や衣類等、清潔への配慮がなされておらず、部屋の中が乱雑だったりする。
- 極端に偏った育児観や教育観を持ち、それを押しつけたり、体罰を肯定している。
- 過去に虐待歴があり、最近、子どもの姿を見たり泣き声を聞いていない。



第5章 児童虐待から子どもや家庭を守るために

1 旭川市子ども条例

旭川市では、市民一人一人が子どもの成長において大切なことを認識し、日常生活においてできることから一つ一つ取り組んでいくための行動指針として旭川市子ども条例を制定しました。

この条例において最も大切にしていることは、「子どもの夢や希望」です。

子どもにとって夢や希望は、それを持ち、実現に向けて取り組むことを通して、優しさや挑戦するたくましさを育むことにつながります。これらは子どもが成長し、社会の一員として自立していくために、とても大切なことです。

そのため、市では、子どもの夢や希望を市民全体で支えるまちの実現を目指して、児童虐待防止対策をはじめとするさまざまな取り組みを進めています。

《旭川市子ども条例（前文）》

子どもは、大人からの愛情を受けることにより、自分や他者を大切にする心を育み、自ら考え、行動することにより、多くのことを学び、経験することを通して生きる力を育みます。大人は、子どもと価値観が異なることがあっても、自ら考え、行動することが、子どもの権利であると認識して、子どもを見守り、又は導くことが大切なことであり、その権利は社会全体が尊重していかなければなりません。

旭川市は、豊かな自然と様々な都市機能とを併せ持った、まちづくりに大きな可能性のあるまちです。将来を担う子どもが、夢や希望を抱きながら様々な交流や活動をし、挑戦を通して、優しさやたくましさを育むことが、自ら未来を切り開く力を養い、さらには、活力のあるまち、いつまでも住み続けたいと思えるまちの実現につながります。

2 児童虐待防止対策に関する基本方針

旭川市では、妊娠期から子育て期までにおいて子どもや家庭の視点に立った切れ目のない支援を市が一貫して行う総合的な相談支援体制の構築に向け、令和3年5月に「旭川市児童虐待防止対策に関する基本方針」を策定し、児童虐待防止対策に関する取組の更なる強化を進めています。詳細は旭川市ホームページをご覧ください。



3 出前講座・研修会

旭川市子ども総合相談センターでは、各関係機関や市民に対し、特に未然防止や早期発見、早期対応のためにより多くの方に児童虐待の現状、通告の対応等への理解を深めていただくことを目的に出前講座「オレンジリボンサポーター養成講座」を随時開催しておりますので、ご利用ください。

詳細は旭川市ホームページをご覧ください。



4 子育て支援サービス

旭川市では、子育て家庭の身体的、精神的負担の軽減を図り、子どもの健やかな育ちを促進することを目的に様々な子育て支援サービスを実施しています。

各事業の詳細やその他の子育て支援サービス、各種相談窓口につきましては「旭川市子育てガイドブック」をご覧ください。



5 児童虐待防止普及啓発

(1) オレンジリボン運動

2004年、栃木県小山市で3歳と4歳になる二人の可愛らしい兄弟が、何度も何度も父親の友人から暴行を受けていました。その後いったんは保護されながら、周囲の諸機関が適切な措置を取らなかったために、再び暴行を受け、息も絶え絶えの状態で橋の上から川に投げ込まれて幼い命が奪われるという痛ましい事件が起こりました。

2005年に「カンガルーYAMA」という団体が、二度とこのような事件が起こらないようにという願いを込めて、子ども虐待防止を目指して「オレンジリボン運動」を始めました。そして、「NPO法人里親子支援のアン基金プロジェクト」が協力し、大きく育てました。

オレンジリボン運動は、子ども虐待防止のシンボルマークとしてオレンジリボンを広めることで、「子ども虐待のない社会」の実現を目指す市民運動です。

オレンジ色は、子どもたちの明るい未来を表しています。オレンジリボン運動を通して子どもの虐待の現状を伝え、多くの方に子ども虐待の問題に関心を持ってもらい、市民のネットワークにより、虐待のない社会を築くことを目指しています。

(認定特定非営利活動法人「児童虐待防止全国ネットワーク」HPより)

(2) オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン

こども家庭庁では、毎年11月に「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施し、家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、期間中に児童虐待防止のための広報・啓発活動など種々な取組を集中的に実施しています（平成16年度から令和4年度までは、厚生労働省において「児童虐待防止推進月間」として実施）。

旭川市においても、例年11月を中心に、関係機関との連携によるオレンジリボン運動を実施し、街頭啓発や広報誌などによる普及啓発活動を行っています。

第6章 連携した対応のために

1 関係機関へのお願い

令和元年6月5日、札幌市において、実母の通報を受けて2歳の女児が心肺停止状態で病院に搬送されましたが、死亡が確認され、実母と交際相手の男性が逮捕されるという事件が発生しました。

この事件の検証報告書（令和元年6月死亡事例に係る検証報告書）においては、専門家から「各機関に「他機関が見ているので任せていた」という意識がうかがえる」「他の組織が関与すると自らの役割を抑制的に捉え、自らの守備範囲から一歩引く傾向が表れる」と指摘されています。

各関係機関はお互いに持っている機能を重ね合い、一歩でも歩み寄った対応をする「のりしろ型」の支援を心がけることが大切であり、旭川市では関係機関の皆様に対して次のとおり、御協力をお願いしています。

（1）共通事項

児童虐待防止法第5条第1項では、学校や児童福祉施設など、児童の福祉に関する者について「虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない」と定めています。

また、児童福祉法では、虐待に至らない状態でも「要支援児童等と思われる者を把握したときは、当該者の情報をその現在地の市町村に提供するよう努めなければならない」とが定められており、早めの情報提供として子ども総合相談センターへ連絡してください。

保育所や学校等、組織の一員として児童の福祉にかかわる皆様におかれましては、調査時の混乱を少なくするため、可能な限り上司に報告の上、団体としての判断のもと、通告してください。

管理者の皆様におかれましては「かつては職員個人にのみ課されていた虐待の早期発見義務が、所属する団体の支援を得られない場合があるとの指摘を踏まえ、児童の福祉に業務上関係のある団体にも虐待の早期発見に責任を負うことが明確にされた」（平成16年8月13日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）ことを踏まえ、職員から虐待を疑う情報があった場合には積極的に受け止め、虐待と断定できなくとも、疑わしい場合には団体として通告の義務があることを念頭に置いた対応をお願いします。

（2）保育所、幼稚園等

保育所、幼稚園は、虐待リスクの高い乳幼児が家庭から離れて心身の健康と安全を保障できることから、特に大きな役割を担う関係機関となります。

保育所保育指針においても、不適切な養育が疑われる場合の対応や、保護者に対する支援について規定されておりますが、実際には虐待されている現場を直接見ることは少ないため、伝聞・推測情報が中心となります。そのため、「どこまでが虐待か」「保護者との関係がこじれる」等の迷いが生じることと思います。

そのような場合は第4章「児童虐待のおそれがある場合の対応について」を参考に、疑いの段階での早めの情報提供として、判断に迷ったら子ども総合相談センターへ連絡することを心がけてください。

また、児童虐待予防の観点から、子ども総合相談センターまたは児童相談所の判断による、保育所の入所に関して特別な配慮のもと利用調整を行う場合があります。（以下「特配」という。）その場合には、子ども育成課から保育所に対して特配の内容を口頭で説明し、利用決定した場合には、子ども総合相談センターから保育所へこれまでの支援経過等について情報提供を行い、見守りを依頼しております。

また、毎年12月に特配を依頼している児童についての登園状況を確認させていただきますので、御協力をお願いします。

（3）学校、放課後児童クラブ、児童デイサービス等

旭川市では小中高の全学年に子ども総合相談センターや子どもホットラインなどの相談窓口周知用カードを配布しております。

各学校においても、必要に応じて子ども総合相談センターを活用いただくなど、子どもの悩みや不安を受け止める窓口があることを日頃から児童や保護者に周知してください。

具体的な虐待対応については「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」のとおりですが、学校による単独での情報収集にはもとより限界があり、学校には虐待の確証を得るところまでは求められませんので、迷いや疑義がある段階での早めの情報提供をお願いします。

（4）民生委員・児童委員

旭川市では、民生委員による絵本の配布を通じ、出産に対するお祝いの気持ちを伝えるとともに、家庭が地域とのつながりを持つきっかけとするために「うぶごえへの贈りもの」事業を実施しております。

民生委員・児童委員は、様々な課題を抱えている家庭にとって一番「身近な大人」であり、特に、未就学児が保育所等を利用していない家庭等においては、民生委員・児童委員の存在が虐待予防・早期発見において生命線となる場合があります。

地域住民から連絡を受けた場合は、通告者の秘密は守られることを伝え、近隣住民から情報収集を行う場合には、近隣住民の方に情報を漏らすことのないよう依頼するなど、個人情報であることを念頭に置いた取扱いを行ってください。

また、民生委員・児童委員の皆様には、ケース検討会議において「対象家庭の見守り」をお願いすることが多いと思いますが、虐待をした保護者は警戒感が強いことがありますので、「見守り」を「監視」と受け取られないよう、可能な限りでの生活状況の把握をお願いします。

ここでいう「見守り」とは、子どもの様子や生活の変化、家族関係の変化などに注意して観察し、関係機関へ定期的な情報提供を行うことです。また、子どもや保護者の変化を観察するだけではなく、機会があれば積極的に声掛けをして相談に応じるなど、子育てを支援しながら継続して家庭を地域で支えていくことが大切です。

2 市民の皆様へ

子育てというと親の責任が強調されますが、親がその責任を果たすためには周囲の理解が必要です。しかし、昨今の日本では核家族化が進み、近所付き合いが希薄になることが多く、親は孤立しがちになります。

このため、親が育児の負担を自分で抱え込まないよう、各種相談窓口や、地域の中で同じ子育て世代と交流できる場所が設けられています。

そのような場を通じ、地域の人々と日々の生活の中で積極的に交流することにより、相互の理解が生まれ、育児について相談したり、子育ての知恵を出し合うことができるようになります。

しかし、育児に悩んでいても自ら相談するのが苦手な方、育児に困っていても自ら公的サービスにアクセスするのが困難な方もいます。

そのような方が身近にいれば、お近くの民生委員・児童委員や子ども総合相談センターとの架け橋となってください。

3 最後に

痛ましい児童虐待の事件が報道されるたび、多くの方は「あり得ない」と加害者に対して怒りの感情を持つと思います。虐待が法律に違反し、子どもの人権を侵害している以上、加害者となる保護者に対して憤りの感情が芽生えることはある意味当然のことと言えます。

しかし、その「ありえない」児童虐待が起きてしまった背景にある、育児の苦悩を理解しようとしなければ、その言葉は、現在育児に悩んでいる人たちを更に追い詰めることにもなります。

児童虐待の芽はみなさんの身の回りに潜んでいます。虐待報道を「ありえない」で終わらせるのではなく、身の回りにある小さな違和感への気づきに生かしてください。

【引用・参考資料】

- 「子ども虐待対応の手引き」厚生労働省
- 「体罰等によらない子育てのために」厚生労働省
- 「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針」厚生労働省
- 「保育所保育指針」厚生労働省
- 「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」文部科学省
- 「児童虐待防止ハンドブック」札幌市
- 「令和元年6月死亡事例に係る検証報告書」札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会
- 「横浜市子ども虐待防止ハンドブック」横浜市
- 「関係者のための子ども虐待防止ハンドブック」石川県
- 「千葉県子ども虐待対応マニュアル」千葉県
- 「宇治市児童虐待初期対応ハンドブック」宇治市
- 「子ども虐待対応ガイドライン」吳市
- 「北海道旭川児童相談所業務概要」北海道